

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市東古森における転落事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月6日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年1月28日に発生した京田辺市東古森における転落事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

1, 128, 962円

2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和6年1月28日午後9時頃、相手方が市道草内薪線の歩道を歩行中、側溝の蓋が外れて落ちていたことが原因で側溝に転落し、右足を負傷したもの。